

福井県報

第 30 号
令和元年
8月16日(金)
火・金曜日 発行
1月1,890円 郵送料共

告示

目次

- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止(一一九・長寿福祉課)……………
- 介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の廃止(一二〇・同)……………
- 福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金に関する収納事務委託(一二一・子ども家庭課)……………
- 漁船保険義務加入の同意成立の届出(一二二・水産課)……………
- 一乗谷朝倉氏遺跡博物館(仮称)「展示・ガイダンス棟」建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(一二三・土木管理課)……………
- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(原民活躍課)……………

告示

福井県告示第119号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項に規定する指定居宅サービス事業の廃止届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称
ヒバリヒルズ
- 2 事業所の所在地
敦賀市榊林32号5番地の2
- 3 事業者の名称
医療法人積善会猪原病院
- 4 廃止届出受理年月日
令和元年7月1日
- 5 廃止日
令和元年8月1日
- 6 サービスの種類
通所リハビリテーション
- 7 介護保険事業所番号
1850280015
- 二1 事業所の名称
SOMPOケア大野訪問介護
- 2 事業所の所在地
大野市幸町4番4号
- 3 事業者の名称
SOMPOケア株式会社

福井県告示第120号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5第2項に規定する指定介護予防サービス事業の廃止届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和元年8月16日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称
ヒバリヒルズ
- 2 事業所の所在地
敦賀市榊林32号5番地の2
- 3 事業者の名称
医療法人積善会猪原病院
- 4 廃止届出受理年月日
令和元年7月1日
- 5 廃止日
令和元年8月1日
- 6 サービスの種類
介護予防通所リハビリテーション
- 7 介護保険事業所番号
1850280015

福井県告示第121号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、福井県母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金の未収金に関する収納事務を委託したので、同令

第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年8月16日

福井県知事 杉本 達治

1 受託者の名称および代表者の氏名ならびに住所

ニッテシ債権回収株式会社

代表取締役 小林 英利

東京都港区芝浦3丁目16番20号

2 委託事務の内容

福井県母子父子寡婦福祉資金の貸付を受けた者の償還金の未収金に関する収納事務

3 委託期間

令和元年7月29日から令和2年3月31日まで

4 収納の方法

文書または口頭による納入の通知による。

福井県告示第122号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和元年8月16日

福井県知事 杉本 達治

越前町加入区

福井県告示第123号

一乗谷朝倉氏遺跡博物館(仮称)「展示・ガイダンス棟」建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施

行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和元年8月16日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

一乗谷朝倉氏遺跡博物館（仮称）「展

示・ガイダンス棟」建築工事

(2) 工事場所

福井県福井市安波賀中島町 地係

(3) 工事概要

鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上2階、地下1階建て延べ面積5,256.

7㎡の新築工事

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができるときは、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する3の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者について、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも20パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2（2）アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくない者と認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第4項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者であること。

ク この工事の現場に専任で配置することができること。

カ 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大であること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

ウ 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和元・2年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

ク 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和元年8月16日（金）から同年9月2日（月）まで（福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号 福井県土木部建築住宅課営繕室

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

公 告

(2) 縦覧に供する場所

福井県地域戦略部県民活躍課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和元年8月16日

福井県知事 杉本 達治

1 申請のあった年月日
令和元年8月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称
特定非営利活動法人スマイルネット
ークさかい

(2) 代表者の氏名

田崎 健治

(3) 主たる事務所の所在地
福井県坂井市坂井町大味30字西前田

21番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域において障害児・者に対して、社会参加支援、就労支援、生活支援に関する事業を行い、同じような困難や悩みをもっている人同志が自主的に集い、情報・体験・感情を共有し合い、本人・親・グループ・地域での新しい進み方や生き方を探り、実現していくことを通して社会の幸福の実現に寄与することを目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

令和元年8月7日から令和元年9月6日まで

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査の申請をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体においてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設業グループ
電話番号 0776-20-0470

令和元年八月十六日印
令和元年八月十六日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇〇一七

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市文京一丁目十九番二十

福井県
高桑印刷(株)

☎ 六三三二番